

湯前町情報発信強化事業業務委託仕様書

1 業務名

湯前町情報発信強化事業業務

2 目的

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）

4 委託上限額

金3,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 業務内容

（1）SNS 運用業務

Facebook、Instagram 等を活用し、町の観光情報やイベント情報などのリアルタイムな町内の情報発信など、各媒体の特性に応じた情報発信を行う。

- ・毎月5本以上の写真または動画の投稿
- ・企画の立案、投稿の作成
- ・投稿に必要な情報収集や調査
- ・取材先の調整や、写真・動画撮影（写真、動画については担当者から提供できる場合もあり）
- ・投稿のアップロード
- ・その他配信全般に係る調整

（2）観光 PR 用動画の作成

町全体や観光、イベントの様子など観光 PR やイベント等におけるモニターでの放映および、町の公式 YouTube 等に投稿するための動画の作成

- ・ロングバージョン（5分程度）ショートバージョン（2分程度）各1本の作成
- ・企画の立案
- ・撮影に必要な情報収集や調査
- ・撮影及び撮影に必要な調整
- ・その他動画作成全般に係る調整

(3) 観光 PR ポスターの作成

本町の観光 PR のため、イベント等や各種誘致活動などに使用できるポスターの作成及び完成品の納品。

- ・企画の立案、B2 サイズポスター作成
- ・ポスター 50 枚の納品
- ・作成に必要な情報収集や調査
- ・作成に必要な調整、撮影
- ・その他ポスター作成全般に係る調整

(4) 効果・検証に関すること

(1) の事業の業務を実施した内容について、事業効果が把握できる成果指標を設定し、反応や効果などを分析、検証して令和 8 年度以降、さらに効果的に情報発信が推進できるよう方法等を整理し、主管課に報告すること。効果検証に関しては、随時協議するとともに、その実施状況を毎月、主管課に報告すること。報告等においては、各業務の取組内容を可能な限り数値化すること。なお、成果指標の目標値については、候補者選定後に本町と協議の上決定するものとする。

6 成果物

業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。また、データ様式、数量については本町と協議の上決定するものとする。

- ・完了届
- ・本業務で作成した動画
- ・本業務で作成したポスターデータ
- ・本業務のために撮影した写真、動画
- ・その他、本町が必要と認めるもの

7 特記事項

- (1) 本業務履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は本町に帰属し、本町が独占的に使用するものとする。
- (2) 受託業者は、本契約に関して本町が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 受託事業者は撮影、投稿の際に個人情報の取り扱いに十分に配慮し、そのために必要な措置を講ずること。

- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、主管課が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (5) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受託業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は係る紛争等の事実を知ったときは、受託業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (6) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は受託業者が負担する。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本町の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な取組みについては、主管課及び受託業者が協議し実施すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主管課と受託業者は常に密接な連絡を取り、疑義が生じた場合は、主管課及び受託業者が協議し解決する。
- (3) 業務スケジュール(工程表)は、契約を締結した日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要(事業内容及び担当者等がわかるもの。)及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。